



介護保険ガイド

● 介護保険広報シリーズ 242 ●

利用者負担軽減

利用者負担を軽減するため、次のようなサービス利用料の軽減制度があります。
軽減を受けるためには、交付された認定証を利用する事業所へ提示してください。

①食費・居住費(滞在費)の軽減【負担限度額認定】

介護保険施設や、短期入所(ショートステイ)利用時にかかる食費・居住費(滞在費)を軽減するものです。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢福祉年金を受給している、世帯全員*1が住民税非課税の方 ● 生活保護受給者 	単身で1,000万円以下*2
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員*1が住民税非課税で、前年の公的年金など収入金額+その他の合計所得金額が年間で82.65*3万円以下の方 	単身で650万円以下*2
第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員*1が住民税非課税で、前年の公的年金など収入金額+その他の合計所得金額が82.65*3万円超120万円以下の方 	単身で550万円以下*2
第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> ● 世帯全員*1が住民税非課税で、前年の公的年金など収入金額+その他の合計所得金額が年間で120万円超の方 	単身で500万円以下*2

※1 世帯分離している配偶者も含まれます。

※2 夫婦世帯では1,000万円が配偶者の上乗せ分となります。

※3 令和8年8月より適用となります。

②訪問介護の利用者負担軽減【黒潮町独自事業】

訪問介護(ホームヘルパー)を利用したときの利用者負担(サービス費用の10%)を5%に軽減するものです。

対象者	世帯全員の収入の合計が年間120万円以下の方(生活保護を受けている方を除く)
-----	--

③社会福祉法人などによる利用者負担軽減

介護サービス事業者である社会福祉法人などが、利用者負担額の一部を負担し、利用者負担を軽減するものです。

対象者	世帯全員が住民税非課税で年間収入(仕送りや非課税収入を含む)が単身世帯で150万円、世帯員が増えるごとに50万円加算した額以下であることや預貯金の額などの条件があります。
-----	---

④離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減

佐賀地域は、厚生労働大臣が定めた離島等地域に該当し、そこに所在する居宅介護サービス事業所が提供する訪問介護サービスについては、サービス確保の観点から介護報酬として15%

の特別地域加算が実施されており、利用者負担額も15%の増額となっています。このため、離島等地域でない住民との負担の均衡を図る観点から、社会福祉法人などのサービス事業者が利用者負担(サービス費用の10%)を9%に軽減するものです。

対象者 住民税本人非課税の方(生活保護受給世帯に属する方を除く)

●申請手続きについて

利用者負担の軽減を受けるためには申請が必要です。申請書の記入方法や必要書類については、介護保険係(本庁)や総合窓口第2係(佐賀支所)、またはケアマネジャーにご相談ください。

●有効期間と更新手続きについて

有効期間は、8月1日～翌年の7月31日までです。ただし、新規の場合は、申請した月の初日から7月31日まで(令和8年8月から新規申請した場合の有効期間は令和9年7月31日まで)となります。

現在、軽減を受けている方も、令和8年8月1日以降も引き続き軽減を受ける場合は更新申請が必要です。更新の対象となる方にはお知らせしますので、お早めに手続きをお願いします。

介護保険料は大切な財源です。安心して便利な口座振替を利用して納付期限までにお納めください。

○お問い合わせ 本庁 健康福祉課 介護保険係 ☎43-2116

役場からのお知らせ

ねんきんコーナー

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

◆国民年金保険料のご案内業務の民間委託について

日本年金機構は、国民年金保険料の納め忘れがある方に対する電話や文書による納付案内と免除・猶予制度の申請手続きのご案内、その他口座振替などのご案内について、民間委託を実施しています。令和5年5月1日より戸別訪問によるご案内は廃止しています。

事業の民間委託を通じ、被保険者の方に年金制度についてのご理解を深めていただくとともに、保険料の納め忘れによる低額年金者や無年金者の減少をめざしています。

◆受託業者 高知県の受託業者 (株)バックスグループ

退職(失業)後の国民年金加入の手続きはお済みですか

厚生年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)された場合、国民年金の第一号被保険者になるための手続きを行う必要があります。

また、退職した方に扶養されていた60歳未満の配偶者についても、国民年金の種別変更の手続きが必要となります。この手続きを怠ると、年金額が減る場合や、受給権を得ることができなくなる場合があります。必ず役場または年金事務所で必要な手続きを行ってください。

保険料は、月額17,920円(令和8年度)です。保険料を納めることが経済的に困難な方には、申請によって保険料の納付を免除される制度があります。

免除申請する年度、またはその前年度に退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。特例免除の場合は、退職(失業)した方の前年の所得額を「0円」とみなして審査されます。なお、特例免除の申請には、離職日が確認できる証明書類(離職票や離職証明など)が必要となります。

詳しくは、役場または年金事務所にご相談ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701
日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616